

福岡県重度訪問介護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年1月1日

福岡県重度訪問介護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱の一部を改正する要綱  
福岡県重度訪問介護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱の一部を次のように改正する。  
様式第1号、様式第1号の7、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第8号を別添のとおり改める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。